

公文書管理部会報告

1 本審議会公文書管理部会への行政文書の廃棄に関する意見聴取（資料 3-2）

【根拠規定】新潟市公文書管理条例第 8 条第 3 項及び第 7 項

概要：行政文書を廃棄しようとするときは、文書館の長が指定した文書について審議会の意見を聴く

2 公文書管理部会への意見聴取の実施

(1) 開催日

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）

(2) 配布資料

資料 3-3 から資料 3-7 のとおり

(3) 概要

新潟市行政文書管理規則施行前に作成された行政文書で、新潟市行政文書管理規則別表（資料 3-5）に規定される保存期間満了時の措置では廃棄となるが、新潟市文書館の選別では市政検証性を見出せるとして移管としたファイル（資料 3-7）についての意見聴取を実施。また、公文書管理部会として確認が必要と判断したファイル（資料 3-7）についても審議を行った。

(4) 審議会の意見（資料 3-8）

新潟市文書館の選別では市政検証性を見出せるとして移管としたファイルについては、移管すべきであると考えた。

また、審議対象となったファイルについては、市政検証性があると考えられるため、新潟市行政文書管理規則別表に従った措置がされることを望む。

(5) 意見聴取後の措置

意見聴取の対象となったファイルについては、すべて新潟市文書館へ移管とした。

3 令和 6 年度に文書館へ移管したファイル件数

実施機関	ファイル件数
市長	271 件
議会	4 件
教育委員会	18 件
選挙管理委員会	1 件
人事委員会	0 件
監査委員	0 件
農業委員会	2 件
固定資産評価委員会	0 件
水道事業管理者	6 件
病院事業管理者	1 件
新潟市土地開発公社	3 件
計	306 件